

2014年6月議会 反対討論（要旨）

2014年7月4日

まつざき 真琴

私は、日本共産党県議団として、提案されました14件の議案のうち、12件に賛成し、反対する2件の議案についてと、請願陳情の委員会審査結果についての反対する主なものについて、その理由を述べ、討論いたします。

議案第77号及び報告第1号専第1号は、いずれも地方税法改正による鹿児島県税条例の改正に係る議案であります。今回の地方税法改正の特徴は、一つに、消費税増税による激変緩和や景気対策のための減税措置、2つ目に、それによって生じる地方税の減収分の代替としての増税、3つ目に、地方自治体間の税収格差の水平調整策など、消費税を地方財政の主要な財源とするための施策が盛り込まれました。

議案第77号「鹿児島県税条例の一部を改正する条例制定の件」には、消費税増税に伴う地方消費税の増収によって拡大する地方自治体間の税収格差を是正するための地方法人税の創設に伴う、県民税法人割の税率の引き下げが含まれています。

政府は、法人住民税の法人税割を地方間の税収の水平調整のために一部国税化し、地方交付税として配分することとしていますが、地方自治体間の財政力格差の是正は、国、地方間の税源配分を是正し、地方税財源を拡充するなかで行われるべきです。そもそも、地方法人税の創設自体が、消費税増税と一体で、消費税を地方財政の主要財源として整備、定着させるものであり、与党大綱では、消費税率10%の段階において、法人住民税法人税割の地方国税原資化をさらにすすめるとしており、このような税制のあり方は容認できないことにより、本議案に賛成できないものです。

専第1号「鹿児島県税条例等の一部を改正する条例制定の件」には、自動車関連の県税の改正が含まれており、消費税増税に合わせて、自動車業界から要請されていた自動車取得税の廃止に向けた税率の引き下げや、環境負荷の度合いによる自動車税の軽課、重課の割合の改正が含まれています。特に、新規登録から13年を経過したガソリン車や11年を経過したディーゼル車については、これまでの標準税率の10%アップをさらに引き上げ、15%アップした自動車税をかけることになり、買い換えたくても買うことができない層に、より重たい税負担を押し付けるものであり容認できません」。以上の理由から、本議案に賛成できないものであります。

最後に陳情第4033号、第4034号、第4035号については、委員会審査結果でいずれも「不採択」であります。3件とも「採択」すべきであることを一括して申し上げます。これらの陳情は、いずれも、2015年度政府予算編成において、子どもたちの教育環境整備のための予算措置を求める意見書を国に提出することを求めているものであります。

日本国憲法は、国民の教育を受ける権利を定めておりますが、それを国の責任で財政的に保障するのが義務教育費国庫負担制度です。

義務教育費国庫負担法は、その目的を「義務教育について、義務教育無償の原則に則り、国民のすべてに対しその妥当な規模と内容とを保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ること」と明記しています。

小泉「構造改革」の三位一体改革の中で、国庫負担の割合が2分の1から3分の1とされ、減税分については税源移譲等により、使途が自由な交付税交付金として財政措置されておりますが、教育の機会均等や教育水準の維持・向上は、地方の裁量にまかせるのではなく、国が責任を負うべきであります。

特に、多くの離島や僻地を有する本県にとって、その自治体の財政状況に左右されることなく、複式学級の解消や少人数学級の実施を可能にするためには、定数改善や予算措置など国に責任を求めるべきであります。

3件のいずれの陳情についても、県教育委員会も同じ方向性で、全国都道府県教育委員長協議会、教育長協議会及び県開発促進協議会で、国に対して要望を行っている現状にあり、これを「不採択」にするということは、これらの方向性自体を否定するものであります。よって、委員会審査の結果が「不採択」となったことについて理解に苦しむものであります。これらの陳情は「不採択」とするのではなく、「採択」し、これらの方向性で、県議会として国に意見書を提出すべきであります。

以上で討論を終わります。